

呉文聰の国勢調査法律私案—国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その1】

奥積 雅彦（総務省統計図書館）

令和2年（2020年）に実施する第21回国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から100年目に当たり、令和元年10月には実施本部の設置が予定されるなど、いよいよ本格的に始動します。これに関連して、国勢調査の礎を築いた呉文聰についてのトピックスを紹介します。

<p>呉文聰<small>くれ あやとし</small> (1851~1918)¹</p>	
	<p>嘉永4年（1851年）、蘭学者の父黄石の次男として、江戸の青山で生まれ、渡辺魯輔の下で漢学、箕作麟祥<small>みつくりんしょう</small>（いとこ）の下で英語を学び、大学南校を経て明治3年（1870年）に慶應義塾に入るが、1年足らずで退塾。</p> <p>その後、明治8年、太政官正院政表課に勤め、近代統計の祖とも言われる杉亨二の下で統計学を学び、内務省（明治13年~15年）、農商務省（明治26年~29年、明治33年~大正2年（1913年）農商務省統計課長）を始めとする官公庁に勤務。</p> <p>また、官公庁に勤務する傍ら、開成学校（後の東京大学）、東京専門学校（後の早稲田大学）、慶應義塾などで講師として統計学の教鞭をふるう。</p> <p>著書には『統計詳説：一名社会観察法 上』、『応用統計学』、『統計原論』、『統計学 完』、『理論統計学』、『統計実話』、『純正統計学』、『戦後経営 人口政策』、『実際統計学』、『産業統計講話』がある。また、ドイツ社会統計学派などの文献の翻訳と紹介に努めた。</p>

1 甲斐国現在人別調

明治12年（1879年）に山梨県においてわが国で最初の近代的手法による人口調査である「甲斐国現在人別調」を杉亨二とともに携わりました。杉亨二との出会いが呉文聰をして人口センサス（国勢調査）の実現のための活動を精力的に展開する原動力になったと考えられます。

2 米の第12回人口センサスの視察と国勢調査実現のための働きかけ²

明治28年（1895年）12月、スイスのベルンで万国統計協会の会議が開催され、「各国が1900年に人口センサスを行う議決」がなされ、スイス連邦統計局長ギュイヨームから、内閣統計課に、書簡が届き、1900年の世界人口センサス（国勢調査）への日本の参加の勧誘³もあり、これを受けて、国勢調査実施の件で同志とともに衆議院へ運動を行いました。そのこともあって、国勢調査建議案が衆議院を通過しました。日本政府は、農商務省にいた呉文聰を内閣統計局審査官に兼任させ、明治33年（1900年）5月から半年間米欧へ出張させました。米の第12回人口センサスと英、仏、独の統計の状況を視察しました。帰国後、呉文聰は「国勢調査法律私案」を作成し、明治34年、東京

¹【参考資料】Bibliographical Database of Keio Economists、国立国会図書館デジタルコレクション、【写真】総務省統計局 HP

²【参考資料】島村史郎「日本統計史群像」、横山雅男「国勢調査問題と我が東京統計協会」（統計集誌第359号）

³【参考資料】藪内武司「日本統計発達史研究」、島村史郎「日本統計発達史」

統計協会の 10 月定期会に諮り、可決され、この案は、徐々に修正を加えて完全なものにすることとなりました。東京統計協会（会長：阪谷芳郎）としては、周期は 5 年か 10 年か、第 1 回は明治 38 年か 43 年かの論点があり、法案化に際しては、この観点からの修正もあり得ると想定していたと考えられます。

【参考 1】 吳文聰の国勢調査法律私案⁴

明治三十四年十月二日定期会に於て吳文聰君の發議に依り国勢調査法律私案を左の如く決し

一 国勢調査は明治三十八年を以て第一回とし爾後五年帝国版図に施行す

二 第一回は小調査（人口に関する諸事項より職業に迄及ぶ）第二回は大調査（小調査の項目は勿論經濟上に関する諸事項等所謂米國流に類するもの）を施行すべし爾後交互に此の例に依る

三 調査の範圍並方法費途負担の区分其他必要な規定及台湾に於て施行すべき時期は命令を以て之を定む

右案は漸を以て修正完備することと為せり

3 「国勢調査ニ関スル法律」の制定に向けた働きかけ⁵

吳文聰の国勢調査法律私案が東京統計協会で可決されたことを受け、阪谷芳郎（明治 34 年（1901 年）から同協会の会長で大蔵官僚、明治 35 年には大蔵次官）は、政府部内をまとめ、ときの多数政党である立憲政友会に働きかけ、同党衆議院議員内藤守三外 10 名から明治 35 年 2 月「国勢調査ニ関スル法律案」を議員立法で提出することが実現し、同年 2 月に衆議院、同年 3 月に貴族院の可決を経て成立し、同年 12 月に「国勢調査ニ関スル法律」が公布されました。

【参考 2】「国勢調査ニ関スル法律」

明治 35 年 12 月 2 日付け官報(国立国会図書館デジタルコレクション)

<p>官報 第五千八百二十五號 明治三十五年十二月一日</p> <p>○法律 衆議院議會ノ協賛ヲ經テ爾ニ國勢調査ニ関スル法律ヲ裁可シ之ヲ公布セム</p> <p>御名 御璽 明治三十五年十二月一日 内閣總理大臣 伯爵桂本郎</p>	<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査は 10 年ごとに実施 ・国勢調査の範囲、方法及び国庫と地方分担との割合は別に命令で定める ・第 1 回国勢調査は明治 38 年に施行。ただし、第 2 回は第 1 回の 5 年後に施行。
--	--

⁴ 横山雅男「国勢調査問題と我が東京統計協会」（統計集誌第 359 号）

⁵ 【参考資料】宮川公男「統計学の日本史」、藪内武司「日本統計学史における吳文聰」（関西大学経済論集）、林茂淳「国勢調査について」

4 おわりに

呉文聰は、「国勢調査ニ関スル法律案」の可決を喜び、次のように口ずさんだとされています。⁶

年寒く 春まだしもと 思ひしに 嬉しくも聞く うぐいす こえ 鶯の聲

ただ、「国勢調査ニ関スル法律」は明治 35 年（1902 年）に公布され、明治 38 年に第 1 回調査を実施することとされましたが、日露戦争などのため実施は見送られました。我が国で初めての国勢調査が行われたのは、呉文聰が死去した 2 年後の大正 9 年（1920 年）でした。呉文聰と杉亨二が国勢調査実施のための試験調査として行った「甲斐国現在人別調」の 41 年後のことでした。

宮川公男は、その著書「統計学の日本史」において呉文聰を「国勢調査創始の功労者」と称していますが、呉文聰の国勢調査の実現のための功績を調べれば、調べるほど、これ以上、適切な表現はないと実感しました。

⁶【参考資料】林茂淳「国勢調査について」（国立国会図書館デジタルコレクション）
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/955775/24>

【エピソード】

・呉文聰と福沢諭吉⁷

- 慶應義塾時代(明治3年(1870年))のある日、呉文聰は福沢諭吉から学風に合わないとして、約1年後、退塾に！いまの慶應義塾大学の学風とは異なり、当時は、おしゃれな人は学風に合わないとして退塾を命じられたようです。呉文聰ばかりでなく、約10人ばかりの塾生が、退塾することに。現代なら想像できないことです。

◆福沢諭吉と呉文聰のやりとり(会話形式にアレンジ)

福沢諭吉「退塾してくれ」

呉文聰 「どういう訳でございましょうか」

福沢諭吉「君はふだん柔らかい着物などを着ているが(おしゃれという意味)、そういうことは、塾の風儀に関係するから・・・」

呉文聰 「それなら以後そういうことのないようにするので、置いてください」

福沢諭吉「塾のことは私の一了簡(独断という意味)に行かぬ、君と私はフレンドであるから、(塾に)来てもよろしいし、今までどおり交際してよろしいが、塾に居ることだけはよしてくれ」

- 明治30年(1897年)ごろ、慶應義塾の講師を依頼され、明治31年から大正5年(1916年)まで、統計学の講義を行った。その頃の慶應義塾の人は、都下第一の洒落者というふうになっており、これも奇なことの一つであると回顧。

・呉文聰と箕作麟祥⁷

- 明治元年(1868年)、箕作麟祥(呉文聰のいとこ)から英語を学ぶ。さらに、藩からの推薦を受けて大学南校(後の東京大学)に入学するも、授業レベルが低いとして退学し、留学を企てるも箕作麟祥にとめられ、慶應義塾に入塾。
- 明治8年(1875年)には、箕作麟祥の紹介で杉亨二のいる太政官政表課に勤務。

・呉文聰と杉亨二⁸

- 杉亨二のいる太政官政表課に勤務すると、「杉さんは「オレのところは官費生徒を養って置くようなものだから、月給の安いのは当たり前だ」と言っており、他の役所とは違って、上がるとは落とされ、上がるとは落とされていた。」と回顧。
- 「杉さんは役所にいるときから余り^{ひいき}贖にはならぬ方であった。宇川とか小川とか物集女とか寺田とかは可愛がられたが、私は可愛がられなかった。」と回顧。やはり、呉文聰は、おしゃれだったので可愛がられなかったのでしょうか！

⁷【参考資料】宮川公男「統計学の日本史」

⁸【参考資料】「呉文聰著作集第三巻」